

第 168 回山口県都市計画審議会議案

と き 令 和 3 年 10 月 20 日 (水)

と ころ 山口県議会第 1 特別委員会室

山口県都市計画審議会
会 長 鷗 心 治 様

山口市長 渡 辺 純 忠

山口都市計画区域内における特殊建築物の位置について（諮問）

山口都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|---|
| (1) 地 名 地 番 | 山口県山口市下小鯖
字面坊10363番7、字西ノ浴1245番4、字先山田1278番1、1276番1、字丸尾10393番1、10390番4 |
| (2) 用 途 地 域 | 工業地域 |
| (3) 防 火 地 域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第22条区域 |

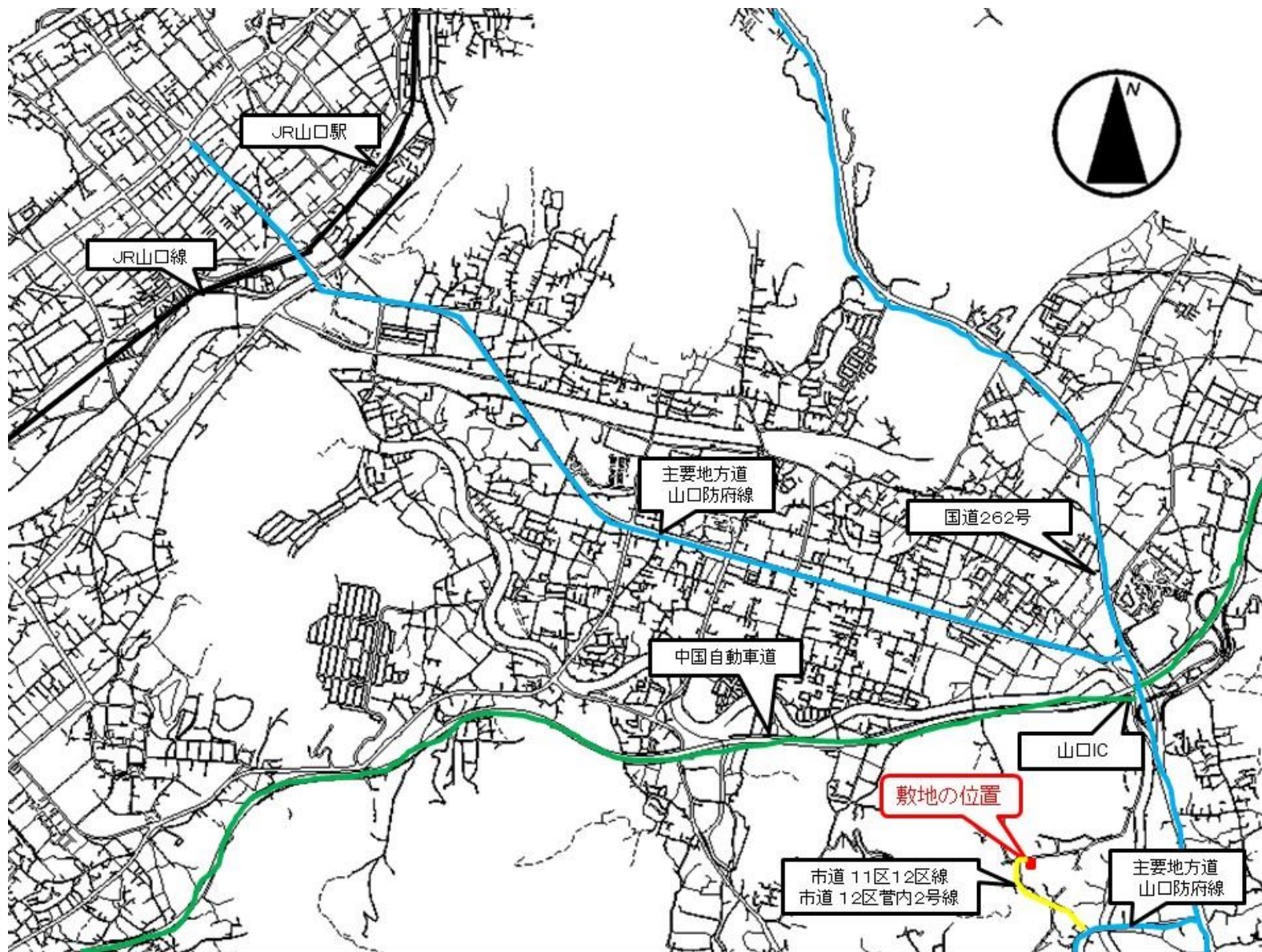
- 2 設置者 山口県山口市下小鱈10363番地の7 タムラエンバイロ株式会社 代表取締役 河村 英治
- 3 用途 産業廃棄物処理施設
- 4 敷地面積 4, 142. 33 m²
- 5 建築面積 1, 611. 52 m²
- 6 延べ面積 1, 972. 65 m²
- 7 建物概要 鉄骨造2階建て1棟
- 8 処理能力 破碎処理施設：廃プラスチック類 41. 4t/日
- 9 周囲の状況

当該敷地は、JR山口線山口駅から南東側に直線距離で約4. 5キロメートル、山口インターチェンジから南西側に約1. 0キロメートルの距離に位置し、面貌山の麓に開発造成された区画で、その周囲は倉庫等の建物が立ち並ぶ場所です。

10 諮問の理由

当該施設は、廃プラスチック類を破碎処理する産業廃棄物処理施設です。破碎処理した廃棄物は再資源化され循環型社会の形成に貢献するものです。また、この施設は、建築基準法第51条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでないことから、同条ただし書の規定を適用しようとするものです。

山口都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置について



山口都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置について

